

令和6年度・令和7年度の保険料率が決まりました。

後期高齢者医療制度の保険料率は、高齢者の医療の確保に関する法律により、2年に一度見直すこととされています。

令和6・7年度の保険料率は、群馬県後期高齢者医療広域連合議会令和6年第1回定例会(令和6年2月13日開催)において改正条例が可決され、次のとおり決定しました。

1.後期高齢者医療保険料率の改定

<令和4・5年度>		<令和6・7年度>	
均等割額	45,700円	均等割額	<u>49,100円</u>
所得割率	8.89%	所得割率※1	<u>10.07%</u>
賦課限度額	66万円	賦課限度額※2	<u>80万円</u>

出産育児一時金に係る後期高齢者医療制度からの支援金の導入、後期高齢者負担率の見直しに伴う負担を抑えるため、以下のとおり激変緩和措置が講じられます。

※1 旧ただし書き所得(前年中の総所得金額等－基礎控除額)が58万円以下の被保険者は、令和6年度に限り9.36%とする。

※2 令和6年4月1日前に資格取得した被保険者及び障害認定を受けて資格取得した被保険者は、令和6年度に限り73万円とする。

○保険料率の引き上げについて

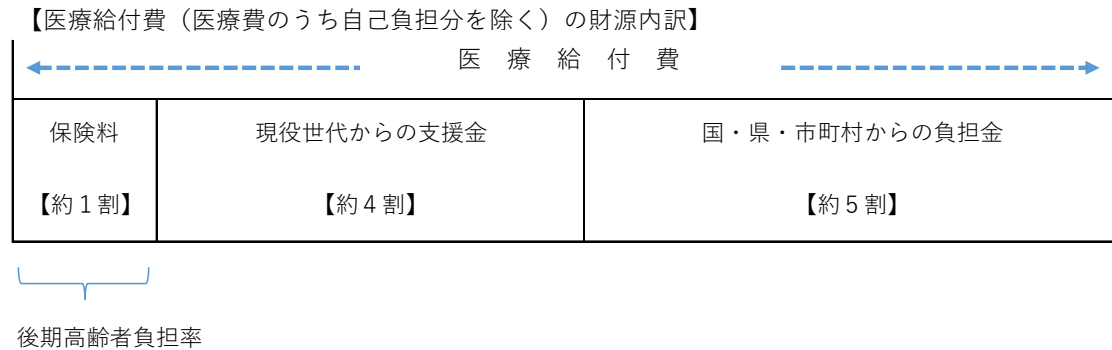
後期高齢者医療給付費は、自己負担を除いた部分を、国・県・市町村からの負担金で約5割、現役世代からの支援金で約4割、残りの約1割を保険料によりまかなわれています。保険料率は今後2年間に見込まれる医療給付費等の費用と保険料等の収入をもとに算定します。

令和6年度・7年度は、子ども・子育て支援の拡充のため、出産育児一時金に係る後期高齢者医療制度からの支援金が導入(※3)されることや、引き続き団塊の世代の加入により、費用の増加が見込まれます。一方、後期高齢者負担率の見直し(※4)により、現役世代からの支援金の割合が減少するため、収入の減少が見込まれます。これにより、保険料でまかなうべき割合が増え、保険料率の引き上げになっています。ただし、激変緩和措置により旧ただし書き所得58万円以下の被保険者は、令和6年度に限り軽減した所得割率を適用いたします。

なお、財政収支上生じている剰余金を令和6年度及び7年度の財源として見込み、保険料率の引き上げ幅を抑制しています。

※3 子育てを全世代で支援する観点から令和6年4月1日より導入されます。支援割合を出産一時金に係る費用の7%と設定しています。なお、令和6年度・7年度においては、高齢者負担の激変緩和の観点から、負担額を1/2として保険料率の算定を行っております。

- ※4 医療給付費における後期高齢者負担(保険料)の割合で、国が決定します。高齢者医療制度を支える現役世代の負担上昇をできる限り抑えるため、後期高齢者一人当たり保険料と現役世代一人当たり後期高齢者支援金伸び率が同じになるように見直されました。
(令和4・5年度 11.72%→令和6・7年度 12.67%)



○賦課限度額の改正について

中間所得層の負担軽減を図るため、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、賦課限度額を80万円に引き上げました。ただし、激変緩和措置により令和6年4月1日より前に資格取得した被保険者及び障害認定を受けて資格取得した被保険者は、令和6年度に限り73万円となります。

2.所得が低い方に対する均等割額の軽減

後期高齢者医療制度の保険料について、令和6年度の均等割額の軽減制度は次のとおりです。経済動向等を踏まえ、5割及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準が改正されました。

また、保険料率(均等割額)の変更に伴い、軽減後均等割額が変更になります。

<令和5年度>		<令和6年度>	
軽減割合	軽減該当条件 (均等割額の軽減は、同一世帯の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額で判定します。)	軽減該当条件	<改正> 軽減後 均等割額
7割軽減	「43万円+10万円×(年金・給与所得者の数 ^{*1} -1)」以下	「43万円+10万円×(年金・給与所得者の数 ^{*1} -1)」以下	<u>14,730円</u>
<改正> 5割軽減	「43万円+10万円×(年金・給与所得者の数 ^{*1} -1)+29万円×(世帯の被保険者数)」以下	「43万円+10万円×(年金・給与所得者の数 ^{*1} -1)+ <u>29万5千円</u> ×(世帯の被保険者数)」以下	<u>24,550円</u>
<改正> 2割軽減	「43万円+10万円×(年金・給与所得者の数 ^{*1} -1)+5万3千5百円×(世帯の被保険者数)」以下	「43万円+10万円×(年金・給与所得者の数 ^{*1} -1)+ <u>5万4千5百円</u> ×(世帯の被保険者数)」以下	<u>39,280円</u>

※1 「10万円×(年金・給与所得者の数-1)」の部分は年金・給与所得者の数が2以上の場合のみ計算します。年金・給与所得者の数は同一世帯の被保険者と世帯主のうち、以下のいずれかの条件を満たす人の数です。

- ・給与収入が55万円を超える人(給与収入のうち事業専従者給与分を除く)
- ・前年の12月31日現在65歳未満かつ公的年金等収入額が60万円を超える人
- ・前年の12月31日現在65歳以上かつ公的年金等収入額が125万円を超える人